

Title	金融会社の先駆及其類例 (一)
Sub Title	
Author	船尾, 栄太郎
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.2 (1914. 3) ,p.245(119)- 250(124)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140300-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

全なる交通機關によれば、當然交通中斷の箇所たるべき地點も今や然らざるに至らしむ。此の兩様の事情よりして或る都市は從來享受し來れる營利の機會を奪はれ、又或る都市は從來より一層多大の營利の機會を生ずるの結果を來し斯くして都市殊に商業的都市の盛衰を齎らす。

更に又他方より見れば、鐵道の發達は大量輸送を可能ならしめ、運賃の低落、運送の迅速・正確・安全を來したるがために、多量の貨物を輸送する工業者の如きは多大の便益を受け、生産費の項目の割合に多大の變動を來すべく、而して此の變動の甚しき場合には、例へば從來運賃高く運送の遅緩危険なりしがために他の利益を捨て敢て原料生産地に位置を定めたりし工業の如きは今や同地に止まり居るの必要なのみならず寧ろ他に轉ずるを利ありとなし、遂に他に移轉するに至る。斯くして或る都市は工業を其の土地に引き付けたる原因を失ひて他の都市をして之を有せしむることとなり、以て都市工業の

盛衰を來す。一定の地點より遠距離地點までの運賃をば同一線路上の近距離地點までの運賃よりも低廉ならしむる所の彼の特別賃率の如きは斯る理由よりして特定地點の獨立産業獎勵の効果を贏ち得べきなり。

交通機關は一方に於て經濟社會の要求によりて發生發達するものなると同時に、他方に於て其の發生發達は又經濟社會の發達を喚起するものなりと雖も、それは必ずしも特定の都市の繁榮を來すものにはあらず、唯そが該都市をして商業又は工業を引き付けるの原因を失はしめざるのみならず進んで之を助長する場合に於てのみ該都市の發達を齎らし得べきのみ。一線の鐵道なくとも繁榮すべき都市もあり、二線の鐵道の交又するあるにも拘らず、何等特殊の發達を來さざる都市もあり、鐵道發達のために却て衰頽する都さへ其の例に乏しからず、前者の鐵道なくして榮え後者の鐵道ありて榮えざる所以のものは、一は交通中斷の地點たるに反し他は中斷の

金融會社の先驅及其

類例(一)

船尾榮太郎

【本篇は G.H. Cooley (The Theory of Transportation) A.W. Weber (The Growth of Cities in the Nineteenth Century) K. Hissert (Die Städte) の三氏に負ふ所大なり。(三二七)】

地點たらざるにこれ因る。都市繁榮の一策として鐵道敷設を叫ぶ者の如きは大に學ばざるべからざるなり。

本篇はリーフマン氏の名著 *Beteiligungs- und Finanzierungs-gesellschaften* 第七章第一節 *Vorläufer und Verwandte der Finanzierungs-gesellschaften* を譯出せるものなり。

- 一 初期發行銀行の概観
- 二 獨逸の發行銀行
- 三 佛國の「バンク、ド、クレヂ」及「バンク、ダツフェール」
- 四 英國の金融會社
- 五 米國の信託會社

一 初期發行銀行の概観

現今に於ける金融會社の先驅として、屢々論題によるものは、千七百十六年巴里に於て資本六百萬「リブール」を以てジョン、ロー氏の設立したる「バンク、ゼネラル」なりとす。こは當初單に純然たる私立發券銀行たるに過ぎざりしも開業後二年米國ルイジヤナに於ける、商業獨占

券を獲得したれば、此の目的を達せんため、千七百十七年資本金一億「リーブル」と號する、「ロバート・ロウ泰西會社」即ち彼の不評判なりし「ジョン・シッピ」會社を設立したり。其の様式の拂込は、政府發行の不換紙幣を以てせしめ、拂込額だけ政府紙幣の引き上げを行ひ、政府は改めて同額の株金を拂込むことと定めしむ、公衆は此計畫を信用せざりしを以て、「ロー」氏は遂に之を變更するの止むなきに至り、茲に「バンク・ゼネラル」を變更して王立銀行となし、王立銀行は、其の資本金を擧げて「ミシシッピ」會社の株式に放下し、株式の拂込は國王之を受け、「ミシシッピ」會社の株式は總て國家の有に歸することとなせり。これ證券代位の實例にして、斯かる方策は今日と雖も同様の目的のため、屢々行はるる所なり。此の「ミシシッピ」會社の大資本を調達せんがため、其の株式の一部を引き受くるを目的とする、新會社の設立を企て千七百十九年竟に「ロー」氏は支那及東印度會社と「ミシシ

「ロバート・ロウ」會社とを合併して、印度會社を設立し之れを利用して、新に株式資本を大に増加する事を得たり。此以外王立銀行は新に會社を設立したることなく、且つ「ロー」氏の試みたる前記會社の株式の投機及び相場の操縦並に紙幣の伸縮は毫も證券代位關與金融行為の事に關係するとなかりき。

人或は千七百七十二年伯林に於て設立せられたる、普魯西亞の「ゼエ・ハンドルング」會社を以て、現代發行銀行の先驅となすものあれども、同會社は當初、外國貿易に關し、特權を有する株式會社たるに止まり、工業會社、其他、類似會社の設立に指を染むるに至りしは、千八百十年以後、即ち純乎たる國家の經營となり畢りし以後のことと屬す。而してその會社設立及び關與の點に就ては、同會社は證券資本制時代以前即ち純貨幣資本制時代の好典型と云ふべし。何となれば同會社は製造場を設立して、自ら之れを所有し、今もなほ所有し居るが、一步進んで

會社企業を初め、其の株式を發行し、株式所有によりて、其會社に關與するが如きは未だあらざりしところなればなり。されば吾人の所謂金融會社、又は發行銀行の存在は未だ此處に之を認むること能はず。

尙「ゼエ・ハンドルング」會社が製造場設立に著手するに先だち、會社設立及び金融を證券資本制の基礎の上に置きたる、従つて最初の證券代位會社を以て呼ばるべき、一會社は「ブラッセル」に於て成立したり。之れ和蘭「ソシエテ・ゼネラル」にして、此會社は後に「國民興業株式會社」と成り、更に其の發達に一步を進めて、金融會社たるに至り、自己の證券を以て、他會社に資本を放下するによりて、其の會社を掌握し、又自ら數箇の會社を創立し、或は、其の設立を補助したり。

程なく、千八百三十五年に到り、之れと同一の目的を以て、自耳義銀行の設立あり。以上二會社の歴史に就きては、別に述べたる處あれば

今之れを説かず、只兩會社の最初に實行したるが如き形式に於てあらゆる信用業務と證券業務とを結合し殊に、銀行業の兩極端に位する證券業務と金融業務とを結合して經營したるものは其の後絶えて起らざりし事を特記し置くべし。然れども二會社は最初の證券代位會社として今日尙未だ充分に其の價を認められざるなり。

次に同じく此の部類に屬する「佛國動産銀行」亦大なる注意に價す。同會社は初め其の發起者「ペレール」兄弟により、先づ證券代位會社として従て又金融會社として、工夫せられたるものなり、試に當時會社の目的として定款第五條の擧ぐる所を見るに、

第一 公債及既設、若しくは將來設立せらる可き株式組織の諸種の工業並信用企業、殊に、鐵道運河、礦山其他類似の企業に關する株式及び社債を引き受け又は獲得すること。

第二 此の引受け又は獲得に要したる金額と同一の額に於て自社の社債を發行すること、(次に

此の社債の基礎たる證券の賣却及び交換に關する規定あり

第三 獲得せる一切の證券を賣却し、又は擔保に提供し及び、他の有價證券と交換すること、せり。「プランジユ」の言ふ所によれば、社債の未だ存せざる間は、證券發行業務は單に從的業務にして、又普通銀行業務の全體も金融業務の補助的業務に過ぎずと看做されたり。

「プランジユ」の推測によれば、當時六千萬法乃至一億六千三百万法に上れる動産銀行の當座預金は、大部分「ペレル」兄弟、其の友人及び彼等により設立せられたる會社の庫中より出でしもの、如く、なほ之れに對する一般貸出業務も同様の關係の下に成立せるに似たり。斯の如く動産銀行は主として自己の金融通せる企業に對する主要なる金融機關と成れるものと謂つ可く、而して此現象たるや吾人が今日の金融會社に於て認むる所なりとす。唯異なる點は上述の關係が今日一層完全に行はれつゝある一事是れ

なり。「プランジユ」が動産銀行は主として、自己の設立したる企業會社に對し融通する爲め、預金を受諾するものなれば、其の預金者は普通預金者とは同一視すべきものにあらずと力説せるは理ありと云ふべし。要するに即時拂の必要ある預金は多分拒絶せしならんと思はるゝを以て、銀行が其の預金を長期の貸付に利用するも咎むべきにはあらざるなり。

動産銀行の實際に於ける組織は、政府が社債發行の計畫に認可を與へざりし爲め、發起者の目論見たる組織と多少の齟齬を見るに至れり。されば會社は、發行業務を取り、自己の金融せる企業の説券を即時に現金化することを努め、且つ常に之に對する顧客を求むることを得ざりしを以て、遂に取引所に於て之を賣却するの方針を取るに至れり。要するに、證券業務に於ては可及的迅速に資本を回收することが會社の主なる營業方針たらざるべからず。吾人の用語例に従ひてこれを説明すれば、動産銀行の計畫し

たる金融會社は如上の事由により極めて證券取引會社に近似せり。固より兩者の間に截然たる

區分を劃するは不可能なり。唯動産銀行の最も希望する所は自己の金融せる企業の説券を即時に且つ可及的多額の發行利益を以て公衆に賣放たんとするに存するは自明の理なれども、之れ望むべくして、必ずしも行はるべきことにあらず。會社の金融行爲の膨脹するに隨ひ、證券の一部を自ら引受くるに至るは蓋し止むる得ざる

一八五三年	三七	一八六〇年	一二三
一八五四年	五七	一八六一年	九六
一八五五年	一〇一	一八六二年	一四八
一八五六年	九二	一八六三年	七八
一八五七年	八三	一八六四年	五〇
一八五八年	八三	一八六五年	一三〇
一八五九年	七七	一八六六年	一三三

其他、同會社は其の姊妹會社に巨額の貸付をな

すに至り其の額千八百六十六年に於ては實に七千三百万法を計上せり。

凡て、純然たる金融會社及び發行會社に特殊なる現象は、初期に於て過大の成功をなし漸次其の金融に於て選擇を怠り、其の營業冒險の度を加ふるに在り。動産銀行亦其の數に洩れず。當事者は創業初年に得たる巨大の利益を維持せんことを焦慮せる結果恐らくは彼の千八百六十二年より同六十二年に渉る發行業務に有利なりし年を豫想し投機事業に指を染むるに至れり。「プランジユ」の觀察せしが如く動産銀行の行ひし投機は小仲買人が取引所に於て行ふ直取引と混同すべからず。動産銀行は發行賣却後もなほ關係を存する同行證券の投機を行ひてその利益を一層増大せり。

動産銀行は、證券の所有過大に陥るを防がんがため、先に敘説したるジョン、ロー氏の王立銀行に關し實行したると同一の原則を應用し其の姊妹會社を設立したり。先づ千八百五十三年

「ダラムスタット」銀行を創立し千八百五十五年資本六千萬法を以て「西班牙動産銀行」を立て次で「伊太利動産銀行」を興し、更に此の銀行自ら親會社となりて瓦斯工場、鐵道及不動産會社を設立し、千八百六十三年同一の目的を有する和蘭商工業動産銀行を「アムステルダム」に創め、千八百六十三年倫敦に國際金融會社を興し、且つ土耳其銀行を興したり。動産銀行は更に「巴里不動産會社」を設立す。此の會社は一方自ら土地を所有して都市擴張を請負ふと共に、他方、數多の土地會社を所有せり。されど是等諸會社と親會社との關係は其の詳細を窺知する事能はず。

既に述べ來りしが如く、動産銀行に於ては普通の銀行業務は全く背景の地位に立つものにして銀行が其の設立したる各企業との間に有する關係は受動的に各企業其經常の收入を銀行に交付し他動的方面に於ては、銀行が前貸を各企業に許す處にあり。而して銀行が自己の設立した

る企業と、上述せる關係に依りて結合する事は今日金融會社に於て殆ど常に見る所の事なり。「ソシエテ、ゼネラル」及び動産銀行は寔に、金融會社の嚆矢なりと雖も其の業務の經營に就ては、當時已に存在せし金錢調達を掌る機關即ち銀行事業とは密著不離の關係を有したる事勿論なり。

此の兩會社に依りて開拓せられたる事業は其の後各國に於て、數多の方法により各其の信用制度、詳言すれば、各國殊有の會社設立に關する法制に準じて次第に發展し行けり。今項を逐ひて獨、佛、英の順序により、其の狀況を略述すべし。(未完)

雜 報

堀江教授著 銀行論

此處に紹介せんとする銀行論は明治三十七年初版發行以來大正元年に至るまで版を重ねること十有三、其の間時々改訂を加へられたるが、今亦全篇に互り一大改訂を加へ、現時の通貨金融の諸問題の了解と解釋とを容易ならしむる努められたり。此最近版を第十三版と比較する時は頁數の増加は百頁を超えずと雖も内容の充實は到底僅々百頁の比に非ずして理論と實際の兩方面に於ける研究は益々精細を極めたり。

今各章に互りて改訂増補せられたる箇所の概要を擧ぐれば、預金の章に於て預金發生原因各説、東京の五大銀行當座定期日歩計算法の協定、各國手形交換所の實際等、割引の章に於て英佛諸國に於ける最近の事實、沿革上に於ける詳細なる記述、割引政策の運用、割引政策の補助手段、割引歩合の決定と中央銀行の任務等、貸付の章に於て日米兩國に於ける最近の實例、準備金の章に聯合準備金制度を論ずるに當り特に一九〇七年交換所貸付證券發行の顯著なる點及其後の狀況等何れも増補訂正せられ、(米國國定銀行の章に於て民主黨を代表する銀行制度改正案は著者執筆中議會審議中に屬するの故を以て省きたること序文の如し) 英國銀行並に蘇格蘭銀行の章に於て英國銀行臨時貸

上金の細別金融緊縮時に於ける英國銀行、市中銀行、手形仲買人の間に於ける微妙なる關係、尙「コンソール」公債の利廻より英國銀行の配當に至るまで微細なる點と雖も改訂を怠られず、殊に英國預金銀行制度の發達により制限外發行の論議近時跡を絶てる其間の消息を最も簡に記述せられ、蘇格蘭銀行支店制度發達の原因に就きて亦増訂する所あり、獨逸帝國銀行の章に於ては帝國銀行の組織、帝國宰相の批准權運用の實例等精細の度を加へ、殊に其の制限外發行法が割引歩合壓實の度に大なる關係なく又事變通貨供給法として其弊多くして到底英國預金銀行制度發達の結果預金通貨による事變通貨供給法の敵に非ざる事、並に一九〇九年の條令改正を増補せり。佛蘭西銀行の章に於ては佛蘭西銀行正貨準備の實説、銀行の政府に對する無利子貸上金の増加額及納付金を農業信用機關へ運用せる事實、並に佛蘭西銀行條令改正問題、資本金積立金の章に於ては佛國の例を増補し、隱匿積立金を附記したり。銀行の監督並に検査の章に於て獨逸の實例、我國銀行制度の章に於て明治四十四年以後日本銀行金利歩合規程の改正、銀行利率と市場利率との對照表、特殊金融機關の章に於て最近我國に於ける資金融通法の改正、米國信託會社最近に於ける破綻の實例、外國爲替の章に於ては倫敦爲替市場の特色に對するウィザーズ氏の批評、及伯林市場の實際、各々増訂せられ、恐慌の章に於ては前版に分類せられざりし資本消耗直接の原因にも分類を施したり、尙恐慌